

住民投票

自治基本条例における住民投票の記載パターン

- (1) これから作られる住民投票制度の概要を書き込むパターン。
制度の詳細を自治基本条例に書き込むことは困難。
一般的には、別に住民投票条例の制定が必要。
- (2) 「住民投票を実施できる」旨のみを記述するパターン。
自治基本条例の段階では、住民投票の制度設計までは決めない。
住民投票制度に関する継続的な議論が必要。

検討事項

- (1) 常設型か個別型か
 - 常設型・・・どの案件にも共通する住民投票条例。
 - ・あらかじめ投票に関するルール等を決めておく。
 - ・投票資格者などの条件を案件によって変更することができない。
 - 個別型・・・必要が生じたときにその案件のみについて定める住民投票条例。
 - ・投票に関するルール等はその都度検討する。
 - ・投票資格者などの条件を案件によって変更できる。
- (2) 義務型か非義務型か
 - 義務型・・・一定の署名数などの要件が整ったときには住民投票を行うことを義務付け。(議会の議決不要)
 - 非義務型・・・住民投票実施には議会の議決が必要。
- (3) 請求・発議
 - 住民(請求)
 - 請求に必要な署名の数
 - ・1/3以上(地方自治法に定める首長などのリコール)
 - ・1/50以上(地方自治法に定める条例制定の直接請求)
 - 外国人を含むか
 - 何歳以上か
 - ・20歳以上(選挙権)
 - ・18歳以上(日本国憲法の改正手続に関する法律)
 - 議員(発議)
 - 定数の1/12以上(地方自治法に定める議案提出)
 - 首長(発議)

(4) 投票結果の取扱い

「従わなければならない」

- ・おそらく日本中どこにもない。
- ・日本の地方自治制度は基本的に、首長と議会との二元代表制をとっており、自治体の意思決定はこれらの代表機関に委ねられていると考えられている。

「尊重する」

- ・日本の地方自治制度は基本的に、首長と議会との二元代表制をとっており、自治体の意思決定はこれらの代表機関に委ねられていると考えられている。

「取扱いをあらかじめ明らかにしておかなければならない」

- ・首長が、「自発的に」投票結果に従うよう宣言することも期待できる。

投票結果の正当性

- ・自治体から住民への十分な情報提供
- ・住民投票運動の適正な確保
- ・最低投票率 など

(5) 投票の成立要件

最低投票率

- ・投票のボイコット運動を引き起こすおそれ。
- ・結果の正当性。

5市の状況

	提言書	豊田市	宇都宮市	流山市	飯田市
常設 or 個別	常設	個別	個別	常設	個別
義務 or 非義務	義務あり (住民請求 1/10 以上)	×	×	義務あり (条件未定)	×
住民請求	1/50 以上(請求) 1/10 以上(実施)	×	×	×	×
結果の取扱い	尊重する	尊重する	尊重する	尊重する	尊重する
投票成立要件	×	×	×	×	×

×・・・触れられていない。